## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年7月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210702	(法人番号	宮城県仙台市宮城 野区鶴ヶ谷東2丁目 35番1号		宮城県仙台市宮城野 区鶴ヶ谷東2丁目84番 地1	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条 第3項	令和3年4月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
		宮城県仙台市太白 区東郡山1丁目1番 11号		宮城県仙台市太白区 東郡山1丁目210番2	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条 第3項	令和3年2月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	1
	有限会社あきた県都交通 (法人番号 3410002004814) 代表者照井由輝	秋田県秋田市寺内 堂ノ沢1丁目7番21号		秋田県秋田市寺内堂/ 沢1丁目7番21号	文書警告	第3項	令和3年1月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
	秋田観光バス株式会社 (法人番号 4410001004038) 代表者木村英敬	秋田県男鹿市船川港比詰字大巻76番地4	本社営業所	秋田県男鹿市船川港 比詰字大巻76番地4		法」)第9条の3第1	令和2年11月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)認可運賃・料金収受違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
	稲荷タクシー有限会社 (法人番号 8370002002339) 代表者桃野博光	宮城県仙台市太白 区中田6丁目7番35 号		宮城県仙台市太白区 中田6丁目630番地2号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第27条 第3項	令和3年3月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3

<sup>※</sup>事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。